

平成28年第2回定例会会議録

四市複合事務組合議会

平成28年四市複合事務組合議会第2回定例会会議録

◎議事日程

平成28年8月17日（水）

午後2時開議

諸般の報告（決算等の送付、出席通知）

管理者の招集挨拶

第1 会期決定の件

第2 議案第1号 四市複合事務組合職員定数条例の一部を改正する条例

第3 議案第2号 四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例）

第5 認定第1号 決算の認定について

第6 会議録署名議員の指名

.....

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時開会

○議長（伊東幹雄議員） 出席議員数が定足数に達しておりますので、ただいまから、平成28年四市複合事務組合議会第2回定例会を開会いたします。

○議長（伊東幹雄議員） これより会議を開きます。
議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長（伊東幹雄議員） この際、諸般の報告をいたします。
報告事項は、お手元に配付したとおりであります。

[諸般の報告は巻末に掲載]

○議長（伊東幹雄議員） ここで、管理者に定例会招集の挨拶をお願いいたします。

○管理者（松戸徹市長） 本日は、大変お忙しい中御

出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろより四市複合事務組合の事業に深い御理解と御協力を賜っておりますこと、改めて感謝を申し上げます。次第でございます。

さて、本日ここに、平成28年四市複合事務組合議会第2回定例会を招集させていただきまして御審議をお願いする案件でございますが、1つ目が四市複合事務組合定数条例の一部を改正する条例、2つ目が四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、3つ目が専決処分の承認を求めることについて、4つ目が平成27年度決算の認定の4件でございます。これらの案件のうち2条例につきましては、三山園の経営再建に伴うサービスの質の向上、職員の労働環境の改善などを目的とした改正でございます。この内容につきましては、後ほど議案説明の中で説明をさせていただきます。これらの案件につきまして、御審議の上、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。次第でございます。

また、本組合の懸案であります第2斎場整備事業につきましては、実施設計及び都市計画決定後の用地取得や既存施設の解体に向けた準備を進めております。

最後に、組合議会並びに関係市の皆様には、引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（伊東幹雄議員） これより日程に入ります。

日程第1、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決しました。

○議長（伊東幹雄議員） 日程第2から日程第5までの議案3案、認定1件を一括して議題といたします。

〔議案第1号から第5号までは巻末に掲載〕

○議長（伊東幹雄議員） 提出者から説明を求めます。
事務局長。

○事務局長（林田豊） それでは、議案第1号から順に説明させていただきます。

初めに、議案第1号四市複合事務組合定数条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書1ページをごらんください。特別養護老人ホーム三山園の介護サービスの質の向上を図るため、介護職員を増員する必要があることから、職員定数を83人から90人に改めるものでございます。施行期日につきましては、平成28年10月1日でございます。

続きまして議案書5ページ、議案第2号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例は、第2条で船橋市の各条例を準用すると規定しております。この一部を改正する条例の改正点は4点ございます。

1点目としまして、地方公務員法の一部改正に伴い、

職員の退職管理について所定の定めを必要とすることから、船橋市の職員の退職管理に関する条例を準用するものとし、第1条の趣旨規定、第2条の給与等の準用規定に加えるものでございます。なお、準用に当たりまして、船橋市職員の退職管理に関する条例第4条の公開規定及び第5条の過料の規定につきましては、船橋市を除く3市が規定していないことから今回除外するものでございます。

2点目といたしまして、第1条の趣旨規定の修正でございます。地方公務員法の改正に伴い、法第24条に項ずれが生じたことから、第24条第6項を第24条第5項に改めるとともに、平成28年第1回定例会におきまして議決をいただいた配偶者同行休業の規定に関しまして、第2条で規定していたものでございますが、第1条の趣旨規定に漏れがございました。そちらにつきまして、追加修正するものでございます。

3点目といたしまして、三山園職員に適用する給料表の規定を第2条第2項に規定し、第3項で三山園職員に支給する地域手当の額を定める規定を追加したものでございます。なお、三山園職員給料表への切りかえに際しましては、激変緩和措置として附則で規定しておるところでございます。

4点目といたしまして、第4項におきまして、準用します船橋市の一般職の職員の給与に関する条例第22条の規定によります特殊勤務手当の種類と支給額を定めた別表第8に、介護報酬の処遇改善加算の取得を目的とする三山園給料表適用者に対する介護施設福祉手当を追加するものでございます。また、斎場業務手当を従来の月額から業務した日のみ支給する日額に改めるものでございます。いずれも施行期日は28年10月1日でございます。

続きまして、議案第3号専決処分の承認を求めることについてにつきまして御説明いたします。

議案書15ページをごらんください。専決処分しました条例は、四市複合事務組合老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例でございます。介護保険法の平成28年4月1日施行に伴う条項改正があったことから、条例で引用している項を改正する必要が生じました。しかし、議会を招集する時間的余裕がなかつ

たことから、この改正を専決処分させていただいたことにつきまして御承認をお願いするものでございます。

次に、決算の認定についてでございます。決算書をお開きください。平成27年度四市複合事務組合決算について御説明いたします。

決算書の3ページをお開きください。歳入歳出決算でございます。歳入歳出予算現額14億円に対しまして、収入済額は14億823万5,796円、収入率にいたしますと100.6%となります。なお、収入未済額は3万9,557円でございますが、内訳は後ほど説明させていただきます。

続きまして、4ページをごらんください。歳出でございますが、支出済額は11億8,624万4,318円、執行率は84.7%でございます。

5ページに移りまして、歳入から歳出を差し引いた歳入歳出差し引き残額は2億2,199万1,478円となりまして、平成28年度への繰越金となっております。

続きまして、9ページの歳入歳出決算事項別明細書について御説明いたします

初めに、歳入から説明いたします。

1款サービス収入でございます。予算現額は4億5,872万円でございます。収入済額は4億7,677万1,312円で、差し引き1,805万1,312円、予算現額を上回っております。予算現額を上回った理由といたしましては、長期入所者の1日平均利用者を99人と見込んだところ、99.5人と0.5人増加したこと、短期入所者においても1.3人増加したこと、また、デイサービスにつきましても0.3人増加したことによるものでございます。先ほど保留しました収入未済額の3万9,557円の内訳でございますが、三山園の短期入所者に係る個人負担金が3万9,442円、居宅介護支援事業者の請求誤りによる保険分としまして115円でございます。いずれも既に収納済みとなっております。

10ページに移りまして、2款分担金及び負担金でございます。これは関係市の分賦金でございます。予算現額と収入済額は同額の5億807万8,000円でございます。内訳ですけれども、民生費負担金の1億3,023万7,000円は、三山園の施設整備に伴う組合債の償還金及

び議会と事務局の運営経費の2分の1を三山園分として計上しているものでございます。また、衛生費負担金の3億7,784万1,000円は、馬込斎場の施設整備に伴う組合債の償還金と馬込斎場の管理運営費、第2斎場整備に係る経費及び議会と事務局の運営経費の2分の1の斎場分でございます。

3款使用料及び手数料でございます。これは馬込斎場の使用料収入でございます。予算現額は1億2,387万9,000円に対しまして、収入済額は1億1,963万9,177円、差し引き423万9,823円の減となっております。減となった主な理由といたしましては、火葬件数は26年度に比べまして2.8%、236件ふえたものの、予算で見込んだ件数からは475件、金額で142万500円下回りました。また、遺体保管室の使用件数も26年度に比べまして7.2%、91件ふえておりますけれども、予算見込みから247件、金額で163万4,670円下回ったものでございます。これは見込み件数を直近5年の上昇率をもとに積算したもので、28年度には第2斎場基本計画で見直されました死亡者数の推計をもとに計算する方式に変えております。

続いて11ページ、4款財産収入でございます。これは退職手当基金の運用に伴う収入で、1万2,607円でございます。

5款寄附金でございます。特別養護老人ホーム三山園利用者の御家族1名からの寄附金27万3,772円でございます。

次に、12ページ、6款繰入金でございます。これは退職手当基金からの繰入金で、平成27年度における定年退職者2名、普通退職者2名の退職手当支給のために退職手当基金から1,868万円を取り崩し、繰り入れたものでございます。

第7款繰越金でございます。これは平成26年度からの繰越金で、予算現額2億6,646万5,000円に対しまして、収入済額は2億7,604万7,356円となり、予算を958万2,356円上回っております。

8款諸収入でございます。諸収入は納骨容器等売払収入と雑入でございます。当初予算は513万8,000円でしたが、28年第1回定例会におきまして、三山園の転落事故に伴う和解金の保険金収入220万円を

補正し、予算現額は733万8,000円でございます。収入済額は873万3,572円で、雑入がふえた主な理由といたしましては、訴訟に係る弁護士費用等の経費192万9,098円が保険会社から全額補填されたものでございます。

以上が歳入の概要でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

14ページからでございます。1款議会費でございます。これは組合議会の運営に要する経費でございます。予算現額239万2,000円に対しまして、支出済額は196万5,208円、不用額は42万6,792円となっております。

次に、15ページ、2款総務費でございます。これは特別職及び事務局職員の人件費と組合の運営経費でございます。予算現額1億1,299万円に対しまして、支出済額は1億1,203万9,275円、不用額は95万725円ございました。

次に、16ページの3款民生費でございます。これは特別養護老人ホーム三山園の管理運営に係る経費でございます。民生費の補正後の予算現額5億907万6,000円に対しまして、支出済額は4億8,652万5,724円、不用額は2,255万276円でございます。

1目老人福祉総務費の不用額1,036万9,957円の主な理由でございますが、1節報酬、2節給料、3節職員手当等の人件費で不用額が849万1,108円となっております。

18ページの2目老人福祉施設費の不用額1,218万319円の主な理由でございますが、11節需用費におきまして、電気、ガス、水道料などの光熱水費で704万9,858円が不用となったものでございます。

次に、19ページ、4款衛生費でございます。これは馬込斎場の管理運営に係る経費及び第2斎場の整備に係る経費でございます。予算現額5億5,948万6,000円に対しまして、支出済額は4億8,265万1,889円、不用額は7,683万4,111円となっております。

馬込斎場の管理運営に係る経費につきましては、1目斎場総務費と20ページの2目斎場施設費の合計額となります。予算現額は、1目の斎場総務費1億3,874万7,000円と2目の斎場施設費3億1,136万6,000円を合計しました4億5,011万3,000円となります。また、

支出済額の合計は3億9,502万3,937円となり、不用額の合計は5,508万9,063円となります。不用額の主な理由でございますが、20ページ、2目斎場施設費、11節需用費の燃料費、電気、ガス料など、昨年と比べまして使用料及び単価が下がったことから2,232万9,800円の不用額が生じたものです。また、12節役務費、13節委託料、15節工事請負費での契約差金などで2,910万7,360円の不用額が生じたものでございます。

次に、21ページ、3目第2斎場整備費でございます。予算現額1億937万3,000円に対しまして、支出済額は8,762万7,952円、不用額は2,174万5,048円となりました。この不用額は、2節給料、3節職員手当等、4節共済費で、再任用予定者が再任用を辞退したため事務職員1名が配置できなかったこと及び19節負担金補助及び交付金における関係市からの派遣職員の交代に伴うもので、合わせまして1,338万9,030円、それと13節委託料の契約差金等により748万1,324円の不用額が生じたものでございます。

ここで、第2斎場整備事業の進捗状況について御説明いたします。

27年度につきましては、環境アセスに準ずる影響調査、周辺道路の交通量調査、プロポーザルによる火葬炉事業者の選定、基本設計の作成などを行ってまいりました。28年度では、実施設計の作成や測量業務、衛生処理施設の解体に係る基本設計、不動産鑑定業務を行っているところでございます。また、都市計画決定に関しましては、習志野市におきまして、案の縦覧を7月27日から8月10日まで行っており、11月初旬ごろに決定される見通しと伺っております。今後の予定につきましては、習志野市は都市計画決定後、速やかに衛生処理施設つきの用地を組合に提供する議案を提出する予定と伺っております。

組合といたしましては、習志野市議会の議決を待つて、速やかに組合議会臨時会を招集させていただき、用地取得の議案と衛生処理施設の解体工事に係る補正予算を上程したいと考えております。目標であります第2斎場の31年10月の供用開始に向けて事業を進めているところでございます。

申しわけありません、決算の説明に戻ります。22ペ

ージをごらんください。5款公債費でございます。組合債の償還金でございます。支出済額は1億306万2,222円でございます。内訳ですけれども、三山園の建てかえ事業分が7,427万4,460円、馬込斎場の火葬炉3基増設事業分が2,878万7,762円でございます。なお、最終償還年度につきましては、三山園が平成35年度、馬込斎場が平成31年度となっております。

最後に、6款予備費でございます。予算現額は1億1,298万5,000円で、第2斎場建設予定地の変更に伴う建設工事設計等業務委託の債務負担の28年度分が9,304万8,000円、三山園の予備費1,393万7,000円などでございます。

以上の結果、歳入歳出差し引き残額は2億2,199万1,478円となり、平成28年度に繰り越しいたしております。

以上が平成27年度歳入歳出決算事項別明細の説明でございます。

次に、24ページをごらんください。実質収支に関する調書について御説明いたします。歳入総額は14億823万5,000円、歳出総額は11億8,624万4,000円、歳入歳出差引額は2億2,199万1,000円でございます。実質収支額は2億2,199万1,000円でございます。

続きまして、26ページをごらんください。財産に関する調書でございます。

1、公有財産につきましては、これは三山園と馬込斎場の土地、建物についてでございます。記載のとおり27年度内の増減はございません。

次に、2の物品でございますが、これは自動車と100万円以上の物品を記載しているものでございます。27年度内の増減は、事務連絡車1台を27年6月1日に購入しております。1台の増となっております。

最後に、28ページの基金でございます。退職手当基金の26年度末残高は8,410万円、27年度中の増減は169万円の増額でございます。この増減の内訳でございますが、1,500万円を基金に積み立て、定年退職者1名、普通退職者1名分の退職手当を支給するために1,331万円を取り崩したもので、27年度末現在高は8,579万円でございます。なお、下に記載しておりますが、基金の出納整理期間はなく、基準日が3月31日現在となる

ために、定年退職者2名、普通退職者1名分の1,837万円は28年4月に支給されているため、この増減額に含まれておりません。

以上が平成27年度四市複合事務組合の決算の説明でございます。

以上でございます。

○議長（伊東幹雄議員） これより質疑に入ります。質疑ありますか。

渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） では、最初に議案1号で伺いたいんですけども、平成16年に三山園の正規職員を非常勤に置きかえたということで、職員定数には余裕があった。それを第2斎場の職員に充ててきた、3対1の三山園の介護の配置を2.5対1に改善する、そのようなことで正規職員をふやしていきたいという説明がありました。それはサービスの向上という、介護の中身をよくしていくということにつながるといいますけれども、それでは、現状ではどのような人員配置の中で問題があったと認識をしておりましたでしょうか、伺います。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 介護職員の3対1、さらに3分の1を非常勤に充てるという状況でありましたので、正規職員の負担がどうしても大きくなるような状況が続いていたということでございます。

以上でございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 御説明が大変不十分だと思いますが、今までの決算、予算の質問の中で、職員は十分に配置をされているのだろうか、問題ないのか、研修は十分に行われているのかと私は伺ってきたつもりなんです。そういうことが十分に行われてきていなかった、こういう現状があるのではないかと感じております。そういう御答弁はありませんでしたが、それは現実であったのだらうと思いますので、この改善は歓迎をしたいと思っております。

しかし、16年の正規職員を非正規に置きかえた、この経過について、私はそのときのことを存じてないん

ですが、やはり介護報酬で運営していくということの中で、人件費を圧縮する考えで正規職員を非正規職員に置きかえた、このような経過だったのでしょうか、お答えください。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） お話のありました非常勤職員に置きかえたのは18年に決めておるものでありました。改めさせていただきます。済みません、もう1度御質問をお願いします。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 措置の制度から介護保険が始まって、介護報酬の中で賄っていくためには、やっぱり経費がおさまり切らないということが今もあるわけですが、その当ても問題としてあったのではないかと推察いたします。それで人件費圧縮のために非常勤に置きかえたということで私は思っているんですけど、それで間違いないでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 船橋の給料表(1)ないし(2)を準用していく中、船橋の給与体系で昇給、昇格などをしてきた関係で、介護報酬の中では運営がしにくい状況になっていたということは事実だと認識しております。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 済みません、なかなか伺っていることに正確な御答弁がいただけないので、私は介護報酬の中におさめる——おさまり切らなかったと思いますけれども、経費節減のための人件費削減。そのために正規職員を非常勤に置きかえてきたこの何年間であったと思います。そのひずみが現場に大きくあらわれていたということを改めて指摘しておきたいと思います。

次に伺いたいんですけど、議案2号ですが、法改正による改正のほか、介護職員を新給料表に置きかえていくという提案なんですけれども、介護職員の低収入が社会問題になって全国的な大きな問題になっています。労働条件の改善が課題になる中で、政府も処遇改善に交付金を手当てしたり、また、その交付金ではなくて、介護保険の中で処遇改善の加算を設ける

ということでやっているわけですが、待遇をよくしていこうという問題の改善が今課題になっている中で、これに逆行する給与の引き下げで、安定した人材の確保やサービスの充実に逆行するのではないかと思います。御説明では、人をふやしてサービスの向上、それはそうだと思いますけれども、しかし一方で、人件費を削減していくということでは意欲の低下にもつながりますし、人材の定着には問題が出てくるのではないかと思いますので、そういうことを考えれば、結果としてサービスの低下を招いていくのではないかと思いますけれども、今、介護の人材の働く人たちの報酬をふやしていかなきゃいけないという社会的な課題に逆行する給与の引き下げ、このことをどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 渡辺議員のおっしゃることは理解できるかと思います。ただ、現実的な話といたしまして、まず新給料表をつくることによって、今までいろんな職種の方々がいる中で一本化するということで、それぞれが施設長まで上がれる仕組みをつくっていくということでのやりがいといいますか、そういうこともございます。

また、先ほど低収入ということでございますけれども、確かに処遇改善加算の関係での厚労省の報告書を見ますと、一般の施設と比較しましたところ、やはり三山園の給与自体は高いと認識しております。ただ、その中で、そこまでの数字に落とすわけではなくて、職員を増員してほしいという中から始まっておりまして、基本的にそういうものは込められていくと思っています。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 介護報酬だけで運営しなければならぬ民間の施設などでは、人をふやせば、給与が平均より高ければ、ちょっと下げてということも考えなくてはならないのかもしれませんが、四市の運営している三山園では、介護報酬だけで運営することにはなっていないですよ。今回、そのことについて介護報酬の中だけで考えるというか、財源が

足りなければ四市の分賦金を見直すとか、そういうこともあったと思うんですけども、そういう話し合いというのはなかったんですか。分賦金をふやして、全体の財源をふやした中で人件費を確保していこうという意見は出なかったのか、考えはなかったのか伺います。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 三山園の運営につきましては、以前措置からスタートしているわけでございますけれども、平成12年の介護保険制度導入に先立ちまして、平成10年に関係市の担当課長から成ります事業運営協議会というもので、措置から介護報酬に変更になるときに分賦金の負担について検討がなされております。その中で、介護報酬による収入により運営する方針がそこで確認されているところでございます。そのほかに、平成16年にも関係市の民間施設において介護報酬の中で運営されている状況から、三山園の人件費の増加による赤字補填を分賦金で負担することはできないということも意見として出されておりました。

今般、2月の事業運営協議会におきまして、単年度収支が赤になっているという状況の中で、27年度の介護報酬改定の基本報酬部分が削減されていまして、さらに処遇改善加算がとれてないという状況を踏まえまして、今回、事業運営協議会を開催し、お願いしたものでございます。4月に開催されました事業運営協議会の中でも、関係市の負担につきまして協議したところ、やはり公立だけ出して他の民間施設に出さないことが市民への説明ができないということから、現の介護報酬の中での運営をお願いしたいということでございました。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 運営協議会の中で各市の御担当の方、それは各市の意見を反映しているということですが、介護報酬の中でということで、民間に余分な人件費の補助金を出さないで四市の三山園にだけは出せないという意見と伺いましたけれども、しかし、民間に出さないということをそれぞれの市が結論づけたとも感じられませんし、これはもっと検討するべきであると思います。これは意見です。

先ほど新たな給料表で、三山園の職員の誰でもが施設長になる可能性も含むような新給与体制と述べられ、これまでの給与の体系がばらばらでというようなことをおっしゃいましたが、もし新たな職責に応じた給与の新たな決めが必要であるという判断であれば、もっと時間をかけて、それぞれの専門職、職責にふさわしい新たな給与の体系を模索するということも必要だと思えます。行政職の2表を使ってということで、それを見ますと、かなり低く抑えられるということで、その低くした給料が年額どれぐらいになるかという表もいただきましたけれども、かなり年収が下がっていくと受けとめました。最初から給料の引き下げありきということと、現場で働く人たちの給料を職責に見合ったものにしていくということは違うと思えますが、介護報酬の中でということでこういう提案になったということで、これには賛成できませんが、御説明はわかりました。

働いている現場の皆さんからはどのような意見があったのか。そして、全員がいいですよと賛意を示したものは思われませんが、全体の中のどの程度の賛同を得たということなんでしょうか。

○議長（伊東幹雄議員） 管理次長。

○管理次長（石田久隆） 職員32名おりまして、そのうち1名休職者がおりましたので、この素案を提示して承認をするとしたのが22名、拒否したのが9名となっております。合計31名ということでございます。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） だらだら述べたので答弁をいただけないんですが、反対、拒否された方たち、また賛成された方たち、受け入れると意思表示された方の中でどのような意見が表明されたかを教えてください。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 話し合いで出た意見でございますけれども、まず介護職員が足りないという中で、必ずふやしてくれるのかと。それがまず1点目でした。それから、なぜ今になってという意見もございました。私たち、前からなくなっちゃうみたいに言われていた

んだけれどもという意見もありました。それから、下がるけれども、民間まで下がるかという意見もありました。そういうことではないというこちらの回答はしておりますけれども、そういう中で、皆さんにどのぐらい下がるかという額も提示しながらお話し合いをさせていただいて、介護職員をふやしてくれればいいということでの全体総会の中での意見でございます。

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 多数が賛同すれば、これを行っていいかという、そうではないと思います。給料を減らすのであれば職員をふやしてくれればというような御意見があったということですが、やはり運営に不安、危機感を持って、財政的な困難があって三山園の存続が危ぶまれるのであれば協力しようという善意の御意見だと受けとめました。確かに介護保険の報酬で賄っていこうと思えば危機的状況だと思いますけれども、しかし、分賦金も使えると考えれば危機的状況とは言えないと思うんです。そのことは申し上げておきたいと思います。

それで各市の担当者の意見の中で、介護報酬で運営をしていくことは合意されているというお話でしたけれども、しかし、四市の規約の中では、設置、整備、管理、運営に分賦金を充てていくとなっていて、介護報酬を運営に充てていくとなっていないわけですね。ですから、それはそのときの政治的な力関係とか、議会の構成とか、いろいろな条件で、これは規約のとおり運営していこうと思えば中身は変わるものであると考えますので、固定的には考えたくないと思います。せっかくの四市の運営で公立でやっている三山園、他の民間と同等に給料の水準——同等じゃなくて、そう低くはしないという提案ではありますけれども、しかし、介護報酬の中だけでやろうとすれば、これでおさまらないことになっていくと思いますので、また将来、この給料を引き下げていくということが出てくるのではないかと危惧するところです。やはりそこは規約を前向きに捉えて、民間ではない介護保険制度そのものの矛盾を乗り越える四市の運営を目指すべきだということ意見を述べさせていただきたいと思いません。

あとは結構です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

浦田秀夫議員。

○5番（浦田秀夫議員） 今、職員の同意について、なぜ今になってという意見があったということなんですけれども、我々もいかにも唐突に受けとめたので、どうして今までこういう状況が放置されていたのかと。

まず第1は、平成12年度の介護保険制度導入のときに、介護報酬の中、本当にこの給料体系でやっていいのか、きちんと議論したのかどうか。

それから、平成18年には職員の配置を、全国の施設では2対1なのに3対1にして、しかも、介護職員の3分の1を非常勤と運営委員会で決めたということなんですけれども、これも無理なことなのに、何でこういう決め方をしたのか。

それから、平成22年度からは単年度赤字が恒常的になっているわけですから、この時点でも議論しなくちゃいけなかった問題ではなかったのか。

我々議員も唐突なんですけれども、各市はこういう状況をちゃんとつかんでいて、何委員会と言うんですか、四市でやる会議でそういうことがちゃんと議論されてきたのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思うんです。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 浦田議員の御質問にお答えします。

まず、先ほどお話ししたとおり、12年に介護保険が導入されて、介護報酬内での運営が求められたということはあったと聞いております。その中で四市のほうにおきましても、措置だったものですから、それまで分賦金というものが全額補填されていたと。それが12年のときに、分賦金のあり方というのはどうなるのかということが話されておりまして、介護報酬の措置の中のものから介護報酬に変更になるということで、介護報酬による収入で運営する方針が確認されているところでございます。その後16年にも、その辺を含めて検討はされていると、事業運営協議会のほうからの報告書といえますか、そちらの中ではそういうふうに

入っております。

先ほど言いました、実際に表立った動きというのが、介護保険で言いますと、介護報酬という制度がある。それが3年に一遍改定されてくるという中で、当初のところはプラス改定だった。それが24年にマイナス改定になってきて、それと同時に処遇改善という加算ができてきたわけですが、それが27年になって、もっと顕著になってきた。基礎部分が大幅に減って処遇改善加算というものに振りかわってきたということでございます。ですので、残った資料によりますと、18年の段階では人件費総額がふえてきている。皆さん、12年ごろには若かった。でも、年齢がだんだん高くなってきましたので、その辺を含めて人件費総額を抑制する方法として、市が定めている職員の3対1という最低基準を維持しながら、そのうちの3分の1を非常勤で対応しようという方針をそこで決めたと残っております。

その後、その中でやりくりができていたということでございますけれども、最終的に22年から、要するに利用率が落ちれば収入が落ちるという中で、利用率の低下とともに収入が若干減ってきた。その中で利用率を改善することによって、また黒字になるというような中でやりくりをしていたと考えております。ですので、事業運営協議会の中には、三山園事業としての単独の差し引きというものも出してございましたけれども、そちらのほうでの議論というのはなかったと考えております。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 浦田秀夫議員。

○5番（浦田秀夫議員） 直接的には、27年の介護報酬がマイナス改定になったので、これが明らかになってきたと思うんですけれども、しかし、そもそも平成18年に配置基準を3対1にして、職員の3分の1を非常勤職員としなければ、正規の方々の人件費を介護報酬の中では考えないということでしたわけでしょう。それがそもそも最初から無理なやり方で、普通であれば、きちんと介護職員の配置を平均の2対1にした上で全体の人件費をどうするかという議論にすべきだったんじゃないかなと思うんですよ。

今、こうなって、我々も唐突に三山園の経営再建計画なるものが出されてびっくりしているんですけども、やっぱり職員の大幅な人件費を削減するというのと、一方で、3対1で勤務状況は非常に厳しいという状況の中でふやすと。ふやすほうはいいんですけども、結果的に、さっき一部の反対する職員が言ったように、なぜ今さらにということになる。こういうことを多分四市の方々は知っていたのかな。我々は知らなかったですよ。初めて。私も3回目やっていますけれども、そういうことをきちんと四市の議員の皆さんにも、例えば平成12年、16年、22年の時点でしましたか。私はいたかどうか記憶にないんですけども、そのときにそうしていれば、我々もそれで本当にいいのかという議論をしたはずなんです。例えば平成18年のときにでも、それで本当にいいのかと。そういうことをこれからはきちんとやっていただきたいということを意見として申し上げておきます。

○議長（伊東幹雄議員） つまがり俊明議員。

○4番（つまがり俊明議員） 今の先番の議員の皆さんの議論も聞きながら3点ほどお聞きしたいんですけども、まず2号についてなんです。先ほど来、こういった経営再建計画の中で条例が出てくることについては唐突な感を感じるというのは私も同感です。三山園職員の皆さんの全体総会においても、なぜ今なのかということが出てきているということは、現場の中でも、経営に対する危機感の共有ができていなかったのではないかと感じます。悪い情報であっても、やはり早目に共有することによって、私たち議員もそうですけれども、もっとさまざまな取り組みができるのではないのかなというのを感じます。ですから、そういった情報の共有についてどのような問題意識を持っていらっしゃるのか、今後どうしていくのか。このことをまず1点お伺いしたいと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） つまがり議員の言っているとおりに思います。経営というのはみんなで行っていかないといけないことだと思っております。

まず、今まで経営というよりは運営といいますか、入所者に対してサービスをしていけばいいというだけ

のものがあつたかと思ひます。ただ、今回、再建計画の中では、こちらについて職員がみんな入つて、今の経営状況を含めたサービス状況、それから、他の民間のいろいろな情報も含めてみんなで共有化を図つていこうというような体制を組んでいきたいと思ひています。

○議長（伊東幹雄議員） つまがり俊明議員。

○4番（つまがり俊明議員） 現場もちろんですし、私たちもしっかりと見ていかないといけなかつと思ひんですけれども、やっぱり議会のほうにも早目にさまざまな情報をしっかりと上げていつていただきたいと思ひます。

それから、三山園の今後の役割と事務局の体制の強化というか、見直しということについてそれぞれ質問したいと思ひんです。経営の再建のこういった動きについては了と思ひんですが、ほかの社会福祉法人などでは、こういった加算のことというのはもっと早くから努力をしてきている現状があるかと思ひます。分賦金という形で公金投入しているわけですから、やっぱり民間協業とか、イコールフッティングの問題もあると思ひんですよね。そういった中で特別地方公共団体が直営をしているというわけですから、それなりの民間とは異なる役割というのをきちんと打ち出していく。それがないと、やはり各市の理解というのものもなかなか得られなくなつていくんじゃないかなということ危惧しています。

そういった中で、例えば1つの例ですけれども、要介護度が必ずしも高い方々ばかりが入っているわけでもない。ほかの民間のところでは手に余るというような困難ケースの方々をもっともつと受け入れていくとか、あるいはモデル的の事業を行つていくというような、そういった公共でやっているなりの新たな役割というのを担つていくべきなんじゃないかなと思ひんです。今後の存在意義としても、そういうことが重要だと思ひんですが、この点についてはどのようにお考えですか。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） まず、公立の介護施設として三山園がどうあるべきかと。いわゆる役割だと思ひま

す。私どもが考えていますのは、1点目として、当然、質の高い介護サービスを提供する施設として、地域の民間施設の模範となる施設を目指していかなきゃいけないということと、2点目としましては、関係市が推進しております、今いろいろな形で地域包括ケアシステムと言われておりますが、その中での特別養護老人ホームが果たすべき役割というのはどういうものかということを見出しながら実践していくような施設でなければいけないと考えております。3点目としまして、介護保険制度の中での運営を通じまして、介護現場の実態を介護事業者である立場でいわゆる保険者の関係市に発信していく施設でもあるべきだと考えております。4点目としまして、今、人材不足と言つておりますけれども、介護職の養成機関からの実習生の受け入れ、それから、関係市の福祉担当職員の現場研修などを受け入れるということもやはり必要かと思つております。

先ほどおっしゃつておりました中でいわゆる困難ケース、これは今、介護虐待といひますか、そういうこともだんだん出てきております。そういうような場合、この公的機関というのが重要な位置だと考えております。それらのものをやつていく必要があるかと思つています。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） つまがり俊明議員。

○4番（つまがり俊明議員） さまざまなお話があつて、それぞれぜひ取り組んでいただければと思ひますし、こちらは介護現場を持っているわけですから、それを、そもそも各四市の出資、分賦金を出している自治体のほうにフィードバックしていくことによって、より保険計画の中に生かされていくとか、そういった部分もあると思ひますので、ぜひお取り組みを強化していただければと思ひます。

最後1点なんですけれども、さまざま取り組んでいくためには、もちろん第2齋場のことがあるということも大きいと思ひんですが、事務局の体制というものが、今現在、三山園なり齋場なりは置いて7人体制という中では、やはりなかなかやりきれない部分もあるんじゃないかなと。残念ながら資料のほうも直前のい

ろんな差しかえもあつたりとか、その部分を見直していくということも必要なのではないのかなと思います。このことについて御見解をお願いしたいと思います。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 指摘されたとおりであります。やはり事務局ということで、組合は1つの地方公共団体になっているものですから、実は単独市と同じように、総務省とか財務省からの照会があつて、それに全部回答しなきゃいけない、そのほかに関係市からの照会が来て回答しなきゃいけないということで事務局は発生しております。今現在、船橋のほうに、例規についてもお願いしたり、いろんなところで応援してもらっているわけですが、事務局職員の研修体制から順に、若い職員を育てていく体制から含めてちょっと考えていかなきゃいけないなと思っています。それから、これから第2斎場ができた段階で、やっぱり事務局の業務と、三山園であつたり斎場の業務をちゃんと振り分けて必要な人員を確保していくということが大事かと思っています。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） つまがり俊明議員。

○4番（つまがり俊明議員） ぜひ事務局の体制の見直しも行っていただきながら行政サービスの向上に努めていただければと思います。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他にありませんか。

渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 今、第2斎場の体制のことで御質問があつたので関連して伺いたいんですが、決算書を見ますと、第2斎場整備費のほうで人件費にかかわる部分が大きく不用額で出ているんです。伺いましたら、再任用というか、7名の体制にとつてところが1名欠員だったと伺いましたけれども、現在、その欠員だった分は補充されて、整備のほうでは人員は7名いらっしゃるんですか。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） おります。

○議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

浦田秀夫議員。

○5番（浦田秀夫議員） 決算のほうで組合債の償還のことなんですけれども、平成12年度から16年度に借入した組合債の償還をしているんですけれども、今、マイナス金利だなんて言われて金利が非常に低下しています。これもかなり低いんですけれども、しかし、今の金利から見ると、平成16年度の千葉銀行2%なんていうのは高いよね。千葉銀行は、市民には住宅ローンなんかの借りがえを一生懸命お願いしているんですけれども、逆に組合のほうでは借りがえはやらないんですか。なぜしないのか。突然の質問で済みません。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） 通常であれば、財源があれば、残り三山園で35年度、それから馬込斎場が31年度で償還が終わりますので、その前に一括償還できれば一番いいかなと思いますけれども、関係市分賦金でやっているものですから、ちょっと……。

○5番（浦田秀夫議員） 一括償還じゃなくて借りがえの話をしている。

○議長（伊東幹雄議員） 事務局長。

○事務局長（林田豊） ちょっと研究します。済みません。

○議長（伊東幹雄議員） 他に質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 質疑なしと認めます。

よつて、質疑を終結します。

……………

○議長（伊東幹雄議員） まず、日程第2、議案第1号四市複合事務組合定数条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論ありますか。

〔「あります」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） どちらですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 反対討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 賛成の立場で討論させて

いただきます。そもそも三山園の正規職員を非正規に置きかえたことで三山園の職員に不足があり、法定の配置は満たしていたというものの労働環境の悪化を招いてきました。介護サービスの質の担保より、介護報酬の中での施設運営が優先されてきたものと考えています。定員をふやすことで正規介護士の職員を増員し、三山園の労働条件の改善とよりよい介護サービスの提供につながると期待をして賛成いたします。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第3、議案第2号四市複合事務組合一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について討論に入ります。

なお、討論は反対討論と賛成討論を交互に行います。討論ありますか。

〔「あります。反対討論をします」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員） 反対で討論させていただきます。全国的に介護職の給与が低過ぎることが問題となっています。民間の介護職員の平均給与と比べて三山園の職員給与が高いことは引き下げの理由にはなりません。住民サービスの向上を目的とすべき四市組合立の三山園で、これまで決して十分とは言えないサービス提供であったと感じてきました。それは、特に職員不足と、正規を非正規職員に置きかえたことによるものであったと思います。今回の議案1号で正規介

護士を増員する姿勢が示されました。その一方で、働く人たちの給与を切り下げる2号議案は、よりよい介護サービス提供に逆行すると思います。人をふやしても待遇を切り下げるといって改善にはなりません。給与の引き下げは労働者の生活の安定を壊し、労働意欲をそぐことにつながると考えるものです。施設整備費、退職金積み立てのみに四市の分賦金が充てられておりますが、人件費も対象にして財源を確保し、給与の引き下げはやめるべきです。現在の給与体系に問題があり、変更が必要というのであれば、看護師や介護職等、専門性の高い職種にふさわしい給与のあり方について、労働者の理解を得ながら時間をかけて見直すべきであると考えます。介護が必要な方たちの尊厳ある日常生活を支える職責にふさわしい給与が検討されるべきであると考えます。

つけ加えて、介護保険は被保険者の保険料負担、国、自治体の負担割合が決められ、その枠内でサービスの中身が決められていく仕組みとなっています。処遇改善加算も、この枠の中で行われています。2015年度の介護報酬は、処遇改善加算を含んでも2.27%のマイナスでした。全体として施設の受け取る報酬が減らされる中で、多くの施設が経営の困難に陥っている状況があります。せめて処遇改善の費用を介護保険の枠外の交付金とすること、また、介護保険財政への国庫負担の増額こそが処遇改善においても実現すべき課題であることを申し添えて議案2号は反対とします。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

斉藤誠議員。

○6番（斉藤誠議員） 賛成討論をいたしますけれども、この議案2号のやりとりも聞いていまして思ったんですけども、まず、三山園の現場の職員の気持ちを考えると、そこは本当にお察しをする次第であります。単年度収支を事務局のほうで計算して、いわゆる赤字が22年度からあったということがわかったわけですから、このままいけば経営が成り立たないということは間違いありませんので、そういう中で事務局と現場の方々とお話をしながら、全員の理解とまではいかなかったのかもしれませんが、大方の理解を得

られたことは了ということで判断をしたいと思いません。

ただ、これについては繰越金でわからない部分もあったんですけども、これは四市の議会としても決算を承認してきたわけですから、やはりその辺を見抜けなかった我々議会にも大きな責任があると思います。そうはいつても、私たちもなかなか細部までわからない部分はありますけれども、そういう意味では、平成27年度の介護従事者処遇状況等調査結果報告書によって、事務局サイドがこの結果と、それと過去の単年度の収支を見てきて、これはこのままではいけないと判断されたことは私は十分に評価したいと思います。この段階で、それは結果からすれば遅過ぎたのかもしれませんがけれども、このまま放置していけば、よりもっと経営が悪化していくわけですから、もしここでこの判断をしなかったら、もっとずるずるこの赤字を見抜けずにいっていたと思います。事務局サイドもいろいろな分析をした上でかなり御苦労もあったかと思いますが、そういうことで、今後は私たち議会としても、適切に単年度の収支も含めて決算を見ていかなければなりませんし、今後はぜひ三山園の適切なる運営をしていただくことを要望して、また、利用率をこれから上げていかなければ、さらに赤字ということも起きかねませんので、その点の適切な運営を要望して賛成したいと思います。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

浦田秀夫議員。

○5番（浦田秀夫議員） 賛成討論をします。この2号は、1号のほうで定員を10名ふやすということとセットになっています。この2号によって、介護職員の給与が5%から12%、勤続年数によって削減をされることになっておりますけれども、介護職員の給与は他の職種と比べると約10万円ぐらい低いと指摘をされているのが事実であります。これは、国がきちんと制度的に改善をすべき問題であって、この四市の事務組合だけではどうにもなる問題ではないし、実際給与は減りますけれども、それでも全国平均に比べますと、まだ8万円ぐらい高いんですかね。しかも、勤続8年以

上の方には緩和措置がされておりますし、それから基本給を削るのではなくて、地域手当、勤勉手当を原則として持って、一定の職員に対しても一定の配慮がされているということなので、今度のこの議案についてはやむを得ないものとして賛成いたします。

○議長（伊東幹雄議員） 他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第4、議案第3号専決処分の承認を求めることについて討論に入ります。

なお、討論は不承認討論、承認討論を交互に行います。

討論ありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員） これより採決に入ります。

本案を承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員） 起立全員であります。

よって、本案は承認することに決しました。

.....

○議長（伊東幹雄議員） 次に、日程第5、認定第1号決算の認定について討論に入ります。

なお、討論は不認定討論と認定討論を交互に行います。

討論ありますか。

渡辺ゆう子議員。

○3番（渡辺ゆう子議員）では、認定の立場で討論をさせていただきます。

民生費については、現状の介護保険制度の中で、介護報酬だけでは運営費が不足するということが明瞭であり、決算の数字にもそのことが明瞭にあらわれていると感じております。住民福祉の向上を目指し、利用者の尊厳を守ったよりよいサービス提供の実現のために四市各市の負担金を増額し、人件費等の不足を確保するなどの改善を求めるものです。

衛生費については、第2斎場の事業計画が計画どおり進むよう、引き続きの努力をお願いしたいと思います。

また、炉の運転管理の業務委託の拡大は、設備機械に対しての主体性を損ない、技術のノウハウを持たないことになってしまうということで、事業継続の大きな損失になることが懸念をされます。このことを課題として検証すべきという意見を付して認定といたします。

以上です。

○議長（伊東幹雄議員）他に討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊東幹雄議員）討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

.....

○議長（伊東幹雄議員）これより採決に入ります。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（伊東幹雄議員）起立全員であります。

よって、本件は認定することに決しました。

○議長（伊東幹雄議員）日程第6、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に鎌ヶ谷市、松澤武人議員及び習志野市、宮本泰介議員を指名します。

○議長（伊東幹雄議員）以上で、本定例会の会議に付された事件の審議は全て終了しました。

○議長（伊東幹雄議員）これをもって、平成28年四市複合事務組合議会第2回定例会を閉会します。

午後3時15分閉会

〔出席者〕

◇出席議員（12人）

議長	伊東幹雄
副議長	関桂次
議員	清水聖士
	松澤武人
	渡辺ゆう子
	つ magari 俊明
	浦田秀夫
	斉藤誠
	成田忠志
	秋葉就一
	清水晴一
	宮本泰介

.....

◇説明のため出席した者

管理者	松戸徹
副管理者	津村晃
会計管理者	菅原明美
事務局長	林田豊
管理次長	石田久隆
第2斎場整備室長	西正弘彦
三山園長	兼子典久
斎場長	鈴木等
代表監査委員	中村章

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

四市複合事務組合議会議長	伊東幹雄
四市複合事務組合議会議員	松澤武人
四市複合事務組合議会議員	宮本泰介